

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 グローバル・アイピー東京特許業務法人 様 あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿8丁目3番30号 カーメル I I		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 03.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17P21005PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/014169	国際出願日 (日.月.年) 02.04.2018	優先日 (日.月.年) 31.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G11B5/73(2006.01)i, G11B5/82(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) HOYA株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 20.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 中野 和彦 電話番号 03-3581-1101 内線 3541	5 C	3 5 6 4

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 07-057233 A (株式会社日立製作所) 1995. 03. 03, 段落 0026, 0029 (ファミリーなし)

文献2：JP 2005-346880 A (株式会社東芝) 2005. 12. 15, 請求項 2, 段落 0004 & WO 2005/122148 A1, 請求項 2, 第1頁28行目-第2頁4行目

文献3：JP 2005-322364 A (富士電機デバイステクノロジー株式会社) 2005. 11. 17, 図2 (ファミリーなし)

文献4：JP 2009-160831 A (富士フイルム株式会社) 2009. 07. 23, 段落 0024, 0044 (ファミリーなし)

文献5：JP 2006-085887 A (昭和電工株式会社) 2006. 03. 30, 請求項 4 & US 2008/0085428 A1, 請求項 4 & WO 2006/019125 A1

文献6：JP 2006-260700 A (富士通株式会社) 2006. 09. 28, 段落 0033-0035 (ファミリーなし)

本願の請求項1、3、8に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1、2の記載により、進歩性を有さない。

文献1には、基板の両面に厚さ20μmのNi-12wt.%Pのメッキ(本願の損失係数の値が0.01以上の材料の金属膜に相当)を施した磁気ディスク用のアルミニウム合金基板が記載されている。

文献1に記載された発明は、基板の厚さや、基板と金属膜の厚さの比が異なる点で、本願の請求項1、3、8に係る発明と相違するが、ハードディスク装置の高容量化のために、磁気ディスクの基板や金属膜の厚さを最適化することは当業者が適宜成し得る事項である。また基板本体の厚さTと金属膜の厚さDの合計(T+D)を0.700mm以下とすることや、D/Tを0.025以上とすることも格別なこととは認められない。例えば文献2には、厚さが0.6mm~0.25mmの基板上に、Ni-P系合金膜を10μm程度の厚さに形成した磁気記録媒体用基板が記載されている。ここで基板厚さ0.4mmとすると、本願のD+Tに相当する値は0.41mmとなり、D/Tに相当する値は0.025となる。

当業者であれば、文献1、2の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項1、3、8に係る発明を容易に想到できたと認める。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

本願の請求項4に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1、2の記載により、進歩性を有さない。

磁気ディスク基板の外形を最適化することは設計事項である。文献1には、磁気ディスク基板の外形を130mmとすることが記載されている。

当業者であれば、文献1、2の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項4に係る発明を容易に想到できたと認める。

本願の請求項2に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1-3の記載により、進歩性を有さない。

文献3には、Ni-P膜（本願の金属膜に相当）を、基板の主表面と端面に設ける磁気ディスク基板が記載されている。引用文献1-3は、表面にNi-P膜を有する磁気記録媒体用基板という共通した技術分野に属するものであるから、文献1の発明に文献3の構成を採用することは、当業者の通常の創作能力の発揮である。

当業者であれば、文献1-3の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項2に係る発明を容易に想到できたと認める。

本願の請求項5に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1-4の記載により、進歩性を有さない。

文献4にはNi-P膜のビッカース硬度が600であることが記載されている。

当業者であれば、文献1-4の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項5に係る発明を容易に想到できたと認める。

本願の請求項6に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1-5の記載により、進歩性を有さない。

基板本体の外周端面の最大高さを最適化することは設計事項である。文献5には、磁気記録媒体用基板端面の最大高さRmaxを最適化することが記載されている。

当業者であれば、文献1-5の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項6に係る発明を容易に想到できたと認める。

本願の請求項7に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1-6の記載により、進歩性を有さない。

文献6には、Ni-P膜により、磁気記録媒体に生じる表面の凹凸を緩和できることが記載されている。

当業者であれば、文献1-6の記載に基づいて、通常の創作能力を発揮することにより、本願の請求項7に係る発明を容易に想到できたと認める。